

## 基本施策2 人権尊重の精神を育む教育の充実

### ■ 施策の方向

人権とは、全ての人々が幸福な生活を営むために欠かすことのできない大切な権利です。本県では、一人一人の人権が尊重されるよう、栃木県人権教育基本方針に基づき人権教育の推進に努めてきました。

しかし、令和2(2020)年度には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、医療従事者や感染者等に対する偏見・差別や誹謗中傷などの事案が発生するなど、依然として様々な人権問題が生じている状況にあります。

このような現状を踏まえ、「人権教育推進の手引」等により今後取り組むべき課題や方向性を明らかにし、市町教育委員会や関係機関等と連携しながら人権教育の一層の充実を図っていきます。

### ■ 主な取組

#### (1) 人権教育の充実に向けた連携体制の整備

- 諸会議等を開催して市町教育委員会をはじめ、関係機関等と人権教育推進上の課題や方向性などを共有し、連携・協力を深めながら本県の人権教育を総合的に推進します。

#### (2) 指導者の人権意識の高揚と指導力の向上

- 指導者を対象とした研修会を開催するとともに研修用資料等の作成を行い、人権や人権問題についての理解を深め、人権感覚を磨き人権意識を高めます。
- 地域や学校の実情等を踏まえながら市町教育委員会が開催する各種研修会や校内研修等の支援を行います。

#### (3) 人権や人権問題の正しい理解を図るための学習・啓発の充実

- 学校の教育活動全体を通じて幼児児童生徒の自尊感情を高め、発達の段階に応じて人権尊重の理念について理解を促すとともに、差別解消を図るための資質・能力を身に付けられるよう、授業の改善を図る取組を推進します。また、教職員に向けては、指導の参考となる資料を作成します。
- 研究の指定等を通じて人権教育の実践的な研究を推進し、学習内容及び方法の改善・充実を図るとともにその成果の普及に努めます。

### ■ 推進指標

推進指標	基準値 (2019)	目標値 (2025)
「自分にはよいところがあると思う」と答える児童生徒の割合(小6・中3)〔全国学力・学習状況調査(文部科学省)〕	小6 : 83.1% 中3 : 78.4%	100%を目指す

## 基本施策3 特別支援教育の充実

### ■ 施策の方向

障害の有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会を目指し、インクルーシブ教育システム（※1）の更なる推進が求められています。

本県では、幼児児童生徒が自信を育むとともに、周囲の人々と理解を深め合いながら相互に支え合う関係を構築することが重要であると捉え、校内支援体制を整え、安心感を高める指導・支援の充実に努めています。その中で、障害のある幼児児童生徒については、持っている力を最大限に発揮し、生涯にわたり自立し社会参加していくことができるよう、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導・支援を更に充実させていくことが必要です。

そこで、様々な障害のある幼児児童生徒がその年齢や能力・特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、全ての教員の理解促進と実践的な指導力の向上に努めるとともに、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制を構築するなど、特別支援教育の一層の充実を図っていきます。

### ■ 主な取組

#### (1) 教員の理解促進と実践的な指導力の向上

- 全ての教員が、一人一人の幼児児童生徒への理解を深めるとともに、障害の特性等を理解し、個別の教育支援計画（※2）の作成や活用等の特別支援教育に関する基礎的な知識を身に付け、日常の教育活動に生かすことができるよう、教員を対象とした研修の充実を図ります。
- 学校が、事例検討会等の実施及び実践事例の蓄積・共有等により、一人一人の幼児児童生徒に応じた適切な指導及び必要な支援の充実を図ることができるよう、専門的な知見の活用機会の提供等、学校の取組を支援します。



(2) 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築

- 本人・保護者の参画による個別の教育支援計画の作成・活用を推進し、家庭や保健、医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した適切な指導・支援の充実を図ります。
- 各学校段階等の移行期において、個別の教育支援計画等の活用により、合理的配慮を含む支援情報の確実な引継ぎを一層推進します。

個別の教育支援計画（参考様式）

支援機関一覧

支援機関名	担当	連絡先	備考
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

個別の指導計画

学年	氏名	性別	生年月日	障害種別	支援内容
〇〇年〇〇組	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

指導目標  
指導の手立て

指導目標	指導の手立て
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

合理的配慮

個別の教育支援計画の作成・活用により

- ・計画書に要点を整理することで、目標や支援内容を明確にして支援ができます。
- ・本人・保護者、教職員、関係機関が情報を共有することで、連携して支援ができます。
- ・定期的に見直しながら効果的な支援の方法を蓄積し、「合理的配慮」を含む支援情報を進学先等へ引き継ぐことで、継続的な支援ができます。



栃木県教育委員会が作成した特別支援教育に関する資料の掲載場所（ページの下の方にあります）

■ 推進指標

推進指標	基準値（2019）	目標値（2025）
中・義務教育学校において、個別の教育支援計画を作成し、高等学校等へ進学した生徒のうち、引継ぎを実施した割合 〔障害のある幼児児童生徒の支援情報の引継ぎ調査〕	65.0%	100%

- (※1) **インクルーシブ教育システム** 障害のある幼児児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない幼児児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組み。これを推進することにより、全ての幼児児童生徒が互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶことができる。
- (※2) **個別の教育支援計画** 障害のある幼児児童生徒一人一人について、教育的な視点から適切に対応していくという考えの下、家庭や保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、就学前から学校卒業後まで一貫した的確な支援を行うために作成・活用する計画。本県では、幼児児童生徒の各年齢段階における、家庭や関係機関による支援の全体像を示す「支援機関一覧」と、幼児児童生徒の学習や生活の様子、指導目標、指導の手立て及び合理的配慮等を整理して示す「個別の指導計画」を合わせたものを参考様式として示している。

## 基本施策 4 多文化共生に向けた教育の推進

### ■ 施策の方向

在留外国人や外国人児童生徒が増加する中で、これからの社会の在り方として、多様な文化的背景や価値観をもつ人々を尊重し、共生することが求められています。

学校においても、全ての児童生徒が、我が国の言語や文化に加えて、多様な言語や文化、価値観についても理解し、互いを尊重しながら学び合えるような環境づくりが期待されています。

そこで、本県では、様々な教育活動を通して、児童生徒に異文化理解や多文化共生の考え方が根付くよう、取組を充実させていきます。

### ■ 主な取組

#### (1) 国際教育の推進

- 児童生徒の教科等横断的な学習や探究的な学習を推進することにより、地域や世界の様々な課題を自分の事として捉え、考えや意見を発信しようとする態度や能力を育成します。
- 日本を含む様々な国の伝統や文化について学習する機会等を充実させ、異なる価値観や文化的背景をもつ他者を受容し協働していく態度を醸成し、多文化共生社会の担い手として必要な資質・能力の育成を図ります。
- 世界の共通言語としての英語によるコミュニケーション力を強化し、異文化を理解する力や様々な価値観をもつ人々と協働していく力を育みます。

#### (2) 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への指導・支援の充実

- 「誰一人取り残さない」という発想に立ち、日本語指導が必要な外国人児童生徒等が生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるよう支援します。
- 帰国・外国人児童生徒教育研究協議会や内地留学生派遣等において、教員に対する研修の機会を充実させることにより、日本語指導が必要な児童生徒に対する指導力の向上を目指します。

### ■ 推進指標

推進指標	基準値 (2020)	目標値 (2025)
小・中・義務教育学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒のうち、「特別の教育課程」による日本語指導(※1)を受けている割合〔小・中学校教育課程等に係る調査〕	78.1%	100%

(※1) 「特別の教育課程」による日本語指導 通常の教育課程による指導だけでなく、各学校が児童生徒の日本語能力に応じた特別の教育課程を編成し、日本語指導担当教員が、該当児童生徒に行う指導。